

様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

令和5年3月31日

（あて先）山鹿市議会議長

議員名 永田 壮弘

山鹿市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、次のとおり報告します。

1 収入（政務活動費） 額 240,000 円

2 支出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	55,730	茨城県笠間市視察
研 修 費	159,563	地方議会サミット、JIAM、一般質問 インターン生受入れ（ドットジェビー）
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	104,570	新聞、書籍代
人 件 費	0	
事 務 所 費	12,000	タブレット通信費
合 計	331,863	

（注）事項欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 金 0円

（支出額が収入額を超えるときは0円と記入）

【調査研究費】

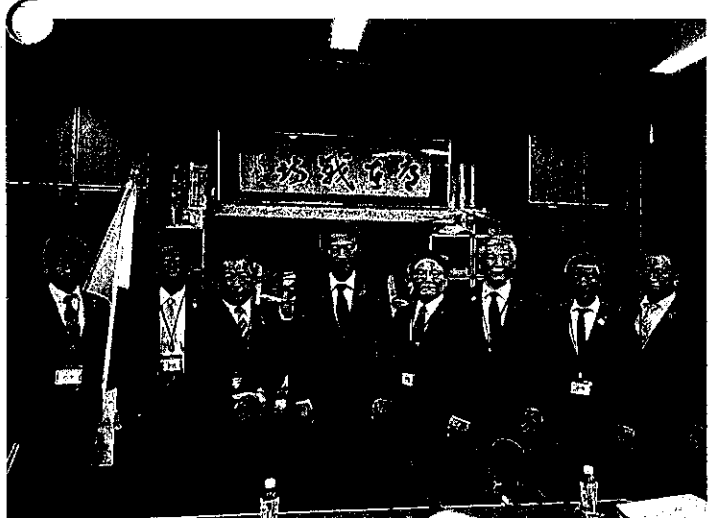
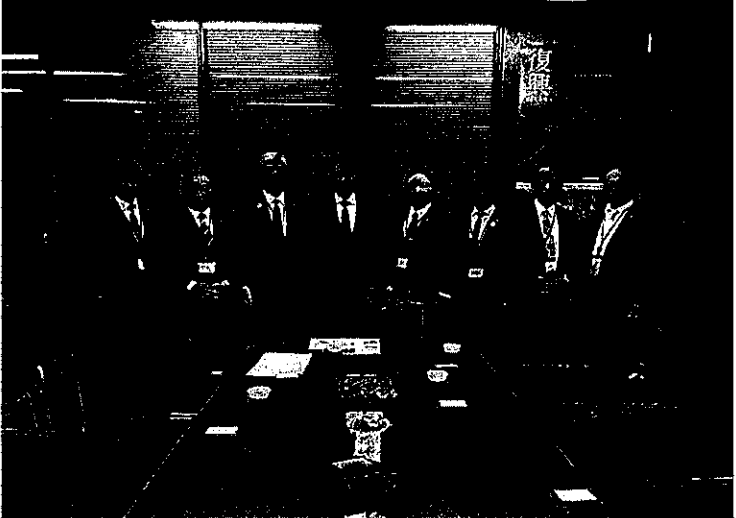
項目	金額	内訳	備考
茨城県調査研究費	55,730	旅費 51,840円 交通費JR 3,890円	10/12~10/14
合計	55,730		

政務活動費 調査研究報告書

山鹿市議会

永田壮拓

日 程	令和 4 年 10 月 12 日 (水) ～令和 4 年 10 月 14 日 (金)
場 所	茨城県笠間市・茨城県東茨城郡大洗町
相手方	笠間市農政課栗ブランド戦略室・グリュイエール 小田喜商店・農業総合センター園芸研究所・伊藤豊大洗町議会議員
参加議員 氏 名	永田壮拓
目的・内容 ・成果等	<p>(目的) 昨今のモンブランブームにより、栗の価格は高騰している。山鹿市においては栗産地として西日本一の収穫量を要しているが、まだまだ知名度も低くブランドとしての確立もできていない。よって、山鹿市の地域活性化の一つとして大きな可能性を秘めているのが栗であると考えます。 今回、和栗の栽培面積、経営体数ともに全国1位である笠間市を訪問、調査研究することで、今後の山鹿市の栗による地域活性化へつなげることを目的とする。</p> <p>(内容・成果) 令和4年10月13日(木) ● 笠間市農政課～グリュイエール～小田喜商店～農業総合センター</p> <p>栗に特化した行政組織「栗ブランド戦略室」より、儲かる笠間の栗産地づくり推進ビジョンについてレクチャーを受けた。生産振興では栗の改植や新植等の集積支援、栽培機械や資材、苗木の購入支援を実施。特に栗栽培地の貸付支援では貸付者と借り手の両社に補助金支援をするなど生産量増加に力を入れていることが分かった。消費振興では新栗まつり、新栗マルシェの開催、新商品開発の支援、パンフレット作成等により消費を促す取り組みがなされている。ブランド化においては笠間氏独自の認証制度を取り入れ、笠間の栗の差別化を図っている。また、加工品開発による高付加価値化や、民間ホテル総料理長とのコラボ企画などでさらに笠間の栗のブランド化を確立させている。</p> <p>農業総合センターでは実際に栗畑を視察し、植樹間隔や剪定による収穫作業の効率化、機械による作業効率について学んだ。</p> <p>笠間市の栗畑は平地がほとんどで、傾斜地に集中する山鹿市とでは条件は違うところもあるが、笠間市さんの栗に対する思い、熱意が伝わり、私たちも見習うところであると強く感じた。今回の研修を参考に山鹿和栗のブランドを推進し、地域おこしの一環となるよう政策提言を行っていきたい。</p> <p>令和4年10月14日(金) ●大洗町研修 大洗町議会議員伊藤豊議員からは、大洗町が舞台となったアニメ「ガールズ&パンツァー」による町おこしについてお話を頂いた。小さい町だが、アニメファンが全国各地から訪れ、大変賑わっているとのこと。本市においても観光地としてこのような取り組みで交流人口を増やすことも、一つの手段であると参考になった。</p>



領収証

No. _____

永田 壮 拓 様

令和4年10月19日

金額	¥	5	1	8	4	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---

内	8%(税込・税抜)金額	消費税額等
	/	/
	10%(税込・税抜)金額	消費税額等
	/	/
現金・カード・()		

但 10/12-14 茨城県出張代金
 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました



#HISAGO#780

〒861-0312 熊本県山鹿市鹿本町榎屋17-1

株式会社 トラベルロード

電話 0968-36-9331

FAX 0968-36-9351

登録番号 _____

領 収 書

Receipt 永田 様

領収年月日 2022.10.14
 金額 ¥3,890

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(40144 1枚)

東日本旅客鉄道株式会社

水戸駅

水戸駅 VF2 発行 50145-02

納 告 申 報 紙 税 印
 済 認 承 署 務 税
 波 谷 茨 城 県

【研修費】

項目	金額	内訳	備考
全国地方議会サミット2022	78,240	参加費 10,000円 旅費 65,340円 空港駐車場代 2,900円	5/11~5/13
令和4年度市町村議会議員研修	43,323	研修費 7,573円 旅費 33,000円 駐車場第 2,750円	7/19~7/21
令和4年度山鹿市議会研修会	5,000	講師 土山希美枝氏 謝金	1/27
ドットジェイピー会員費	33,000		2/27
合計	159,563		


政務活動費 研修報告書

山鹿市議会

永田壮弘

日 程	令和 4 年 5 月 11 日 (水) ～ 令和 4 年 5 月 13 日 (金)
場 所	早稲田大学大隈講堂 住所：東京都新宿区戸塚町1
研 修 名	全国地方議会サミット2022
参加議員 氏 名	永田壮弘
目的・内容 ・成果等	<p>(目的) いま地方議会には、多くの課題解決に向けた多様な意見の集約と政策への反映が求められている。全国各地の先進事例紹介、専門家や当事者との議論から今後の本市政策のために本研修会に参加する。</p> <p>(内容・成果) 令和4年5月11日 (水) 16:00～17:00 浦安市議会議員の斎藤哲様と懇談し、浦安市における認知症の取組みについてお話を伺った。認知症の本人、家族に加え、生活に関わる多くの民間機関とのワークショップ等を重ねて実現した「浦安市認知症とともに生きる基本条例」の制定までのプロセスについて説明を受けた。認知症は特別なことではなく身近なもの。市民全体で支え合い理解し暮らしていこうという考え方に感銘を受けた。</p> <p>令和4年5月12日 (木) 13:00～17:00 ●「住民自治と多様な議員で構成された活力ある議会」 投票率の低下、立候補者の減少など地方議会における現状の課題を把握し、多様な議員が立候補できる環境整備について議論がなされた。議会のデジタル化の推進、民間企業から立候補可能な制度整備、議会招集日の柔軟な設定など、大変興味深い講義で今後の参考にしていきたい。</p> <p>●「オンライン議会の展開事例」 オンラインを活用した議会の運用について各地から紹介があった。オンライン会議の展開は新型コロナウイルス拡大をきっかけに始まった議会が多い。360度カメラを使ったオンライン委員会での現地調査やZoom議会報告会など、山鹿市でも参考にしていかなければと実感した。今後、災害などの非常時を考慮し、議会のICT化を迅速に推進していきたい。</p> <p>令和4年5月13日 (木) ●「コロナの経験をどう活かしていくか」 私たちはこんなことが現に起こり得るのだという現実に直面した。しかし、【いまここにある危機】をどう活かすのか。議会においてもそれに対応できる法整備等に着手する必要性を伺った。コロナ禍で近くの方は遠くなったが、遠くの方は近くなった。コロナ禍で得られたものもあり、それを今後どう活かしていくのか、今のうちに対策をしておかなければならない。</p>

領収データ - 全国地方議会サミット2022 (5/12-13@早稲田大学大隈講堂)

発行日 2022年4月18日
 宛名 ナガタ タケヒロ
 合計 ¥10,000
 但し チケット代金
 注文日 2022年4月18日
 注文番号 
 主催者 ローカル・マニフェスト推進連盟事務局 (ローカル・マニフェスト推進連盟)
 イベント名 全国地方議会サミット2022 (5/12-13@早稲田大学大隈講堂)

領 収 証

NO. 200210

永田 杜松 様

¥ 65,340-

但し 5/11-13 熊本⇄羽田往復航空券 2898円に
 上記金額正に領収致しました 市内ホテル代
 令和 4 年 5 月 2 日



内消費税

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>

熊本県知事登録旅行業3-183号
 株式会社トラベル 
 全国旅行業協会 (ANTA) 正会員
 本社 〒861-0132 熊本市北区植木町植木136-7
 電話 096-223-5339



政務活動費 研修報告書

山鹿市議会

永田壮拓

日 程	令和 4 年 7 月 19 日 (火) ～ 令和 4 年 7 月 21 日 (木)
場 所	公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所 住所：滋賀県大津市唐崎二丁目13-1
研 修 名	令和4年度市町村議会議員研修 [2日間コース] 「第2回自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」
参加議員 氏 名	永田壮拓
目的・内容 ・成果等	<p>(目的)</p> <p>決算審査の意義、重要性を認識し、市町村議会議員が身に付けるべき決算書類審査のポイント及び財政指標による自治体財政分析の手法を学ぶ。 また、決算審査のあるべき姿を考察し、地方公会計によるバランスシート等の財務書類を活用した決算審査について、特に行政評価手法を活用して事務事業の改善ポイントを検討し、予算審議にも活用していく方法を身に付けることを目的とする。</p> <p>(内容・成果)</p> <p>令和4年7月20日 (水) 13:00～17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「自治体決算の基本と実践」 実質収支、実質収支比率、財政力指数など、決算審査における基本的な項目について講義をいただいた。また、数字上からなる財政状況の見方、財政健全化の判断基準についても学んだ。 まずは自分たちが暮らす自治体の財政状況を把握することが重要である。その上で、政策の優位性の判断や改善につなげていかなければならない。大変学びの多い講義となり、今後の議会における決算審査時に様々な視点で検証していきたい。 <p>令和4年7月21日 (木) 9:25～15:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「行政評価等を活用した決算審査」 評価法（行政機関が行う政策の評価に関する法律）の基本的事項の説明をはじめ、行政機関での政策評価導入の目的、重要性、また各自治体における評価制度の現状についての講義を受けた。 後半はグループディスカッションにて「議会と行政評価の関係について」討議・演習、発表を行った。 国の政策評価法では行政機関の自己評価が原則とあるが、行政による自己評価だけでなく、議会による外部評価も重要ではないかと思った。また、評価するうえでは適正な目標値（KPI）の設定が必要。行政評価から来年度予算への反映などチェックサイクルを継続的に機能させるためにも、議会基本条例に盛り込むことも検討するべきである。

受講証明書

団体名： 熊本県 山鹿市

所属・氏名： 山鹿市議会 議員 永田 壮拓

研修名： 市町村議会議員研修 [2日間コース]
第2回「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」

期間： 令和4年7月20日（水） ～ 7月21日（木）

上記の研修を受講したことを証明します。

令和4年7月21日

全国市町村国際文化研修所
学長 植松 浩 二



領 収 証

NO. 200228

永田 壮 松 様

¥ 33,000-

但し 7/9-21 往復航空券のみに宿泊代として
上記金額正に領収致しました
令和 4 年 7 月 6 日

収 入
印 紙

内消費税

現 金	✓
小 切 手	

熊本県知事登録旅行業3-183号
株式会社トラベル□
全国旅行業協会 (ANTA) 正会員
本社 〒861-0132 熊本市北区植木町植木136-1
電 話 096-223-5339



しんじん ネットキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまお取引いただきました明細は下記の通りで
ございます。ご確認ください。(図面もご確認ください)

お 取 扱 日 取扱金庫・店番・機番通番

04 07 11

カード発行金融機関・店番・科目・口座番号

お取引金額

お取引

手数料

時刻

説明

お引出

¥115

10:33

コード

お取引金額

¥37,750

お取引後残高

滋賀銀行

唐崎支店

普通

内サ(イ)セ

イタツン 様

クマモトケンヤマカシキカイ様

熊本第一信用金庫

令和4年度

市町村議会議員研修

受講料5名分

37,865円 ÷ 5人

= 7,573円 (17名分)

熊本国際空港株式会社
阿蘇くもと空港駐車場
TEL 096-232-3670

領収証

精算機 #09	P 精算No.000046
発券機 #10	発券No.079542
入庫時刻	2022年 5月11日(水) 11:41
精算時刻	2022年 5月13日(金) 16:53
駐車時間	2日 5:12
駐車料金	A料金 2,900円
=====	
合計	2,900円
現金領収額	2,900円
お預り	3,000円
お釣り	100円

またのご利用をお待ちしております。

熊本国際空港株式会社
阿蘇くもと空港駐車場
TEL 096-232-3670

領収証

精算機 #09	P 精算No.000195
発券機 #02	発券No.058622
入庫時刻	2022年 7月19日(火) 16:08
精算時刻	2022年 7月21日(木) 21:00
駐車時間	2日 4:52
駐車料金	A料金 2,750円
=====	
合計	2,750円
現金領収額	2,750円
お預り	10,000円
お釣り	7,250円

またのご利用をお待ちしております。

政務活動費 研修報告書

山鹿市議会

永田壮拓

日 程	令和 5 年 1 月 27 日 (月)
場 所	山鹿市役所501会議室 住所：山鹿市山鹿987-3
研 修 名	質問力を高める、議会力にいかす 政策議会の一般質問
参加議員 氏 名	永田壮拓
目的・内容 ・成果等	(目的) 議会における「一般質問」の役割や重要性を認識し、より良い一般質問のやり方、質問構成の作り方について議会全体で学ぶことで、山鹿市議会の活性化を図り、山鹿市の発展につなげることを目的とする。
	(内容・成果) 一般質問は議員が自分の活動と知見を集約し、わがまちの政策の争点を提起し、監査・提案できる機会であるが、それが十分に活かされていない。なぜ機能していないかを背景や構造の課題を挙げ確認するとともに、機能する一般質問のためにはどうしたらいいのか以下の点について講義を頂いた。 ①一般質問の論点の明確化 ②「事実」を固めるための情報収集 ③一般質問の「といただしかた」を考える ④いい一般質問とはどんな質問か 今回の講義は大変有意義であり、誰にでも分かりやすく、しっかりした根拠をもって問題提起し、なおかつそれが山鹿市をよくするものになるよう意識をして一般質問を考えていきたい。 また、個人の一般質問を機に、議会の政策資源に転換する仕組みも今後重要になってくる。政策議会の一般質問となるよう山鹿市議会全体で取り組んでいかなければならない。そして、その政策議論を市民とも共有することが重要であるため、議会傍聴の参加促進や議会だよりの発行にも工夫が必要である。

支 払 証 明 書

令和5年1月27日

永 田 壮 弘 様

金額 5,000 円也

件名 令和4年度山鹿市議会研修会講師謝金

支払先(者)

法政大学法学部教授

土山 希美枝 様

上記のとおり確かに支払いました。

山鹿市議会事務局局長 小 山



会員承認書

過日受け付けました会員申込につきまして、下記の通り承認致します。
本承認書は会員証明書となりますので、大切に保管してください。

永田壮拓 様

会員区分: 議員会員(市区町村議会議員)

会員期間: 2022年10月1日 ~ 2023年3月31日

特定非営利活動法人 ドットジェイ

〒102-0083

東京都千代田区麴町2-10-2
プレミアムオフィス麴町304号室

TEL: 0120-098-214

FAX: 03-6272-3556



ドットジェイピー 議員会員規約

Membership contract

第1条(総則)

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー(以下「ドットジェイピー」といいます)の議員会員資格、入会手続、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条(議員会員)

- 1.本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
- 2.議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
- 3.議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条(議員会員区分)

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員
- (2) 都道府県議会議員会員：都道府県議会議員の職にある議員会員
- (3) 政令指定都市議会議員会員：政令指定都市議会議員の職にある議員会員
- (4) 市区町村議会議員会員：市区町村議会議員の職にある議員会員
- (5) 首長会員：都道府県または市区町村の長の職にある議員会員

第4条(入会手続)

- 1.議員会員となろうとする者は、所定の申込書を提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います(以下当該申込みをした者を「申込者」といいます)。
- 2.ドットジェイピーは、前項の申込書を受領後、申込者の入会を承認するか否かを検討し、承認する場合には、当該申込者を議員会員名簿に登録します。なお、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しない場合、その理由について一切開示義務を負いません。
- 3.申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
- 4.議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条(議員インターンシッププログラム)

- 1.議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
- 2.議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに(以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます)、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
- 3.議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
- 4.議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第6条(議員会員費)

- 1.議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。
 - (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：金55,000円(税込)
 - (2) 都道府県議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (3) 政令指定都市議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (4) 市区町村議会議員会員：金33,000円(税込)
 - (5) 首長会員：金55,000円(税込)
- 2.議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
- 3.ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。

第7条(遵守事項)

- 1.議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り得た、ドットジェイピーに関する情報、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報、その他一切の情報を、ドットジェイピーの議員会員として使用するのに必要な範囲を超えて使用してはならず、また第三者に開示または漏洩してはいけません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
- 2.議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。
- 3.議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金銭を交付してはいけません。
- 4.議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。
- 5.議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生をして、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはなりません。
- 6.議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ド

ットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。

7.議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。

8.議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条(退会)

1.議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。

2.前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。

3.議員会員が、辞職、衆議院の解散その他の事由により議員等の職を失った場合、当該議員会員は、当然にドットジェイピーを退会したものとします。

第9条(議員会員資格の停止)

1.申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります(なお、申込者の入会を承認するか否かは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しないことができます。)

(1) 虚偽の事実を述べた場合

(2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合

(3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合

(4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合

(5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合

(6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為(物品の販売等を含みます)、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合

(7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合

(8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合

(9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合

2.前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。

3.議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

第10条(著作権等)

議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。

第11条(変更の届出)

1. 議員会員は、住所、連絡先その他の届出事項に変更を生じた場合、電子メールまたは郵便にて、速やかにドットジェイピーに対し、その旨届け出るものとします。
2. 前項の届出の懈怠により、ドットジェイピー、インターン生または第三者等に損害を与えた場合、議員会員は、その損害を賠償するものとします。
3. 第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第12条(トラブル等)

1. 議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけないものとします。
2. 議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条(損害賠償義務)

1. 議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。
2. 議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

第14条(地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条(その他)

- 1.ドットジェイピーは、議員会員の議員インターンシッププログラムの活動状況等を、同意を得て、写真またはビデオ撮影することができるものとします。
- 2.ドットジェイピーは、議員会員の氏名、会員区分(議員又は首長の区分)、所属政党、役職、経歴、写真及びビデオ等を、同意を得て、ドットジェイピーのホームページ、パンフレット、雑誌、新聞、活動報告書等、社内及び社外向け広報活動に用いることができるものとします。
- 3.ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
- 4.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
- 5.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条(規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更同意したものとしなす。

第17条(協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条(管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日 改訂・適用

平成27年3月1日 改訂・適用

平成29年3月1日 改訂・適用

平成30年3月1日 改訂・適用

平成31年3月1日 改訂・適用

令和元年10月1日 改訂・適用

領収証

永田 壮広 様

NO. 50226

¥ 33,000-

但し 議員会費として
令和5年2月27日 上記の金額正に領収いたしました

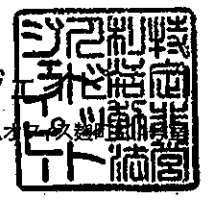
内消費税 ¥3,000-

現金

小切手

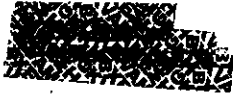
特定非営利活動法人ドットジ

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオ



【資料購入費】

項目	金額	内訳	備考
くまもと経済購読料	19,610	14,625円 (R4年分) 4,985円 (R5年分)	
(株)日本教育新聞	33,000	5,500円 (R4年4月～R4年5月) 27,500円 (R4年6月～R5年3月)	
しんぶん赤旗	11,160	R4年4月～R5年3月	
熊日新聞	40,800	R4年4月～R5年3月	
合計	104,570		



610036

永田 壯 様

様

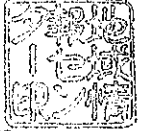
平素は「くまもと経済」をお引き立て頂きまして誠に有難うございます。
右記の通り御請求させて頂きますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

備考

新規ご購入頂き有難うございます。

御 請 求 書

くまもと経済 (株)地域情報センター



〒860-0025 熊本市中央区紺屋町1-2-2
TEL (096) 351-3333 FAX (096) 326-4259

振込先 同封の郵便振込用紙または
肥後銀行 紺屋町支店 (普・1241840)
熊本銀行 下通支店 (普・2132788)
熊本第一信用金庫 本店営業部 (普・0719918)
(株)地域情報センター

コード	610036	区分	年払	令和03年12月29日
商 品 名				金 額
くまもと経済購読料 (税込) 487号~498号 (R4.1A~12A)				19,500円 0円
請求金額合計				19,500円

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-01-05		A93110001
取扱店		
払込口座		
払込金額	*19,500	料金 *0
目録番号	019607	振替受付票
金額	18469	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
株式会社 地域情報センター	金額	料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)
金額	¥19,500	
ご依頼人	永田 壯 様	
入金額	*20,000	
おつり	*500	
1月17日に各種料金を改定します 詳しくは当行WEBサイトへ		

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

R4'分

14,625円

御 請 求 書

610036

永田 壮広

様

くまもと経済・(株)地域情報センター

〒860-0025 熊本市中央区紺屋町1-2-2
 TEL (096) 351-3333 FAX (096) 326-4259
 振込先 肥後銀行 紺屋町支店 (普・1241840)
 熊本銀行 下通支店 (普・2132788)
 熊本第一信用金庫 本店 (普・0719918)
 口座名義 (株)地域情報センター

情(株)
報地
印セ域

日付	伝票番号	お客様コード	担当者
041130		610036	

毎度お引立て有難うございます。下記の通りご請求申し上げます。

区分	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	くまもと経済講義料 09号~510号 (R5.1月~12月)				19,500	
					0	

009号送予約を
場合、自動更新

すがご連絡がない

税 抜 額	消 費 税 額	合 計
17,728	1,772	19,500

R4年分
 (1月~3月) (手数料)
 4,875円 + 110円
 = 4,985円


ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	取扱番号										
04-12-14		A93120007										
取扱店												
払込口座												
払込金額	*19,500	料金 *110										
<table border="1"> <tr> <td>日 付</td> <td>0 1 9 6 0 7</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>1 8 4 6 9</td> </tr> <tr> <td>株式会社 地域情報センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥ 19,500</td> </tr> <tr> <td>支払人</td> <td>永田 壮広</td> </tr> </table>			日 付	0 1 9 6 0 7	金 額	1 8 4 6 9	株式会社 地域情報センター		金額	¥ 19,500	支払人	永田 壮広
日 付	0 1 9 6 0 7											
金 額	1 8 4 6 9											
株式会社 地域情報センター												
金額	¥ 19,500											
支払人	永田 壮広											
振替受付票												
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)												
入金額	*20,000											
おつり	*390											
年末年始は一部サービスを休止します。詳しくは当行Webサイトへ。												

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

領 収 証

山鹿市議会 無所属

永田 壮 様
(コード: )

金 額 : ¥33,000-

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2021年6月 ~ 2022年5月

支払方法 : クレジットカード決済

領収日 : 2021/5/18

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台3-2-10
TEL 03-3280-7025



印 収
紙 入



扱
者
印

R4分 (R4年4月~5月)

5,500円

領 収 証

山鹿市議会 無所属
永田 壮 様

(コード: )

金 額 : ¥33,000-

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2022年6月 ~ 2023年5月

支払方法 : コンビニエンスストア払い

領収日 : 2022/5/17

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台3-2-10
TEL 03-3280-7025

印 収
紙 入

 扱
者 印

R446月 ~ R543月

27,500円

永田 壮 弘 様

新聞・雑誌名 部数 金額

しんぶん赤旗
日曜版

〒861-1205
熊本市大字大森寺82番地
TEL0968-25-5860 FAX25-5638
日本共産党北部地区委員会



領収書

1,1160 円

2022年4月～
2023年3月 年 12 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

領収日

振替



領 収 証

No. _____

永田 壮 弘 様

5 年 3 月 5 日

★ ￥ 40,800-

但 新聞代として (R4.4月～R5.3月)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (8%)

熊本県山鹿市山鹿439番地

熊日新聞山鹿南販売センター

代表取締役 藤原 雅彦



【事務所費】

項目	金額	内訳	備考
タブレット端末通信費	12,000	令和4年度分	
合計	12,000		

山鹿市 納付通知書兼領収証書

年度 令和4年度	会計 1	繰越 現年度	款 21	項 6	目 1	節 1	細節	主管課 議会事務局
-------------	---------	-----------	---------	--------	--------	--------	----	--------------

住所 

氏名 永田 壮拓 様



通知書番号 248490	調定番号 100002176	納付額 12,000円
発行日 令和5年3月20日	摘要 タブレット端末通信費(令和4年度分)	

納入期限日

上記の金額を領収しました。

領収日付印

上記の金額を納付してください。

令和5年3月20日

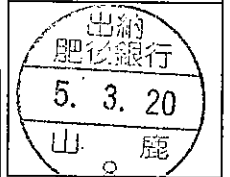
山鹿市長

早田 順一



納付場所

- ・山鹿市役所(本庁・市民センター)
- ・肥後銀行
- ・熊本銀行
- ・熊本第一信用金庫
- ・九州労働金庫
- ・鹿本農業協同組合



熊本県山鹿市

※この納付通知書兼領収証書は5年間大切に保管してください。(納付者保管)